

千葉市条例第 号

千葉市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例
千葉市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年千葉市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「）の」の次に「市政に関する」を、「会派」の次に「及び議員」を加える。

第2条中「に対し」を「及び議員（次条第1項の規定により50,000円の額を選択した会派に所属する議員に限る。以下「交付対象議員」という。）に対して」に改める。

第3条の見出し中「政務調査費」の次に「の月額等」を加え、同条第1項中「政務調査費は、月額300,000円に」を「会派に対する政務調査費の月額は、300,000円又は50,000円のうちから各会派が選択した額に各月の初日（次項及び第3項において「基準日」という。）における」に、「とし、四半期ごとに交付する」を「とする」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 基準日に交付対象議員である議員に対する政務調査費の月額は、250,000円とする。

第3条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 基準日において、会派が解散した場合又は交付対象議員が交付対象議員でなくなった場合は、当該基準日の属する月の政務調査費は、当該会派又は当該交付対象議員に対し、交付しない。

第3条に次の1項を加える。

6 第1項の規定により会派が選択した額は、当該選択した額に係る年度交付分については変更することができない。

第4条を次のように改める。

（政務調査費の交付申請等）

第4条 政務調査費の交付を受けようとする会派の代表者及び交付対象議員は、毎年度、市長に対し、議長を經由して政務調査費の交付の申請を行わなければならない。

2 年度の途中において、新たに結成された会派の代表者又は新たに交

付対象議員となった議員は、政務調査費の交付を受けようとする場合は、速やかに、市長に対し、議長を経由して政務調査費の交付の申請を行わなければならない。

- 3 前2項の規定により政務調査費の交付の申請を行った者は、申請した内容に異動が生じた場合は、速やかに、市長に対し、議長を経由して政務調査費の交付の変更申請を行わなければならない。

第5条中「又は届出」を削り、「会派の代表者」を「当該申請を行った者」に改める。

第6条中「会派の代表者」を「政務調査費の交付の申請を行った会派の代表者及び交付対象議員」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 一四半期の途中において、第4条第2項の規定により政務調査費の交付の申請を行った会派の代表者及び交付対象議員は、前条の規定による通知を受けた場合は、前項本文の規定にかかわらず、速やかに、市長に対し、当該会派が結成された日又は当該議員が交付対象議員となった日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、当月）からこれらの日の属する四半期の最後の月までの月数分の政務調査費の請求を行うものとする。

- 3 一四半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じたことにより、既に交付した政務調査費の額が異動後の所属議員数に基づいて算定した政務調査費の額を下回る場合、第4条第3項の規定により政務調査費の交付の変更申請を行った当該会派の代表者は、前条の規定による通知を受けたときは、第1項本文の規定にかかわらず、速やかに、市長に対し、当該下回る額を追加して請求を行うものとする。

第7条第1項中「会派」を「当該請求を行った会派及び交付対象議員」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 政務調査費の交付を受けた会派及び交付対象議員は、一四半期の途中において既に交付を受けた政務調査費の額が本来交付を受けるべき政務調査費の額を上回るときは、速やかに、当該上回る額を市長に返還しなければならない。

第7条第3項から第5項までを削る。

第8条中「会派」を「政務調査費の交付を受けた会派及び交付対象議

員」に改める。

第9条の見出しを「（経理責任者等）」に改め、同条中「会派は、交付を受けた」を「政務調査費の交付を受けた会派は、」に改め、同条に次の1項を加える。

2 政務調査費の交付を受けた交付対象議員は、政務調査費の経理を適正に行わなければならない。

第10条の見出しを「（収支報告書等）」に改め、同条第1項中「会派の代表者」を「政務調査費の交付を受けた会派の代表者及び交付対象議員」に改め、「以下」の次に「この項及び次項において」を、「作成し」の次に「、支出に係る領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類（次項において「領収書等」という。）の写しを当該収支報告書に添付し」を加え、同条第2項中「収支報告書」を「前項の収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）」に改め、同条第3項中「会派の代表者は、」を削り、「場合は」を「場合、政務調査費の交付を受けた会派の代表者であった者は」に、「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に、「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 政務調査費の交付を受けた交付対象議員が交付対象議員でなくなった場合、当該交付対象議員であった者は、第2項の規定にかかわらず、その事由が生じた日の属する月までの政務調査費に係る収支報告書等を、その事由が生じた日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

第13条を第14条とする。

第12条の見出しを「（収支報告書等の保存及び閲覧）」に改め、同条中「第3項」の次に「若しくは第4項」を加え、「収支報告書」を「収支報告書等」に、「同項に定める提出期限」を「提出すべき期限」に改め、同条に次の2項を加え、同条を第13条とする。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書等の閲覧を請求することができる。

3 議長は、前項の規定による請求があったときは、不開示情報（千葉

市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）第7条に規定する不開示情報をいう。）が記録されている部分を除き、収支報告書等を閲覧に供するものとする。

第11条中「市長は、会派が」を「政務調査費の交付を受けた会派及び交付対象議員は、」に改め、「当該会派が」を削り、「に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる」を「を、速やかに、市長に返還しなければならない」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第12条とする。

2 市長は、政務調査費の交付を受けた会派及び交付対象議員が、第8条の用途基準に基づく経費以外に当該政務調査費を使用したと認めるときは、当該会派又は当該交付対象議員に対し、既に交付した政務調査費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

第10条の次に次の1条を加える。

（議長の調査）

第11条 議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、前条第1項又は第3項若しくは第4項の規定により収支報告書等が提出されたときは、政務調査費の交付を受けた会派及び交付対象議員に対し、必要に応じ調査を行うことができる。

附 則

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の千葉市議会政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

~~~~~

## 議 案 説 明

政務調査費について、交付対象に議員を加え、会派が交付対象を選択できることとするほか、収支報告書に領収書等の写しの添付を義務付けるとともに、収支報告書等の閲覧制度を設ける等使途の透明性の確保を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。